

令和7年度実績評価書

令和8年8月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（令和８年３月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を１年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

もとより治安情勢に関する指標は、国内外の社会経済情勢の影響を受けるものであり、また、他の行政機関の取組や民間団体の活動等によっても改善が進むなど、国家公安委員会及び警察庁が実施する政策のみによってこれを評価することは難しい。

そこで、評価に当たっては、このことを考慮し、業績指標の達成状況のみならず、業績目標ごとに設定した参考指標の推移、外部要因の影響等を併せて勘案しつつ、今後の改善の方向性を示すためにも厳格かつ総合的に評価を行い、その結果を踏まえ本評価書を作成したものである。

なお、行政事業レビューとの連携確保のため、各業績目標の「具体的な取組状況」欄には、それぞれ関係する行政事業レビュー対象事業の予算事業ＩＤを記載している。

凡例

本評価書における用語等の意義は、特に断りのない限り、次のとおりとする。

1 (1) 刑法犯

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第 208 条の 2 の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第 211 条第 2 項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」、「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいう。

(2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

(3) 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火及び不同意性交等をいう。

ア 不同意性交等・・・強制性交等並びに刑法第 177 条の不同意性交等、同法第 179 条第 2 項の監護者性交等並びに同法第 181 条第 2 項の不同意性交等致死傷及び監護者性交等致死傷をいう。

イ 強制性交等・・・強姦並びに改正前の刑法第 177 条の強制性交等、同法第 178 条第 2 項の準強制性交等、同法第 179 条第 2 項の監護者性交等並びに同法第 181 条第 2 項の強制性交等致死傷、準強制性交等致死傷及び監護者性交等致死傷をいう。

ウ 強姦・・・平成 29 年改正前の刑法第 177 条の強姦、同法第 178 条第 2 項の準強姦、同法第 178 条の 2 の集団強姦及び集団準強姦、同法第 181 条第 2 項の強姦致死傷及び準強姦致死傷並びに同法第 181 条第 3 項の集団強姦致死傷及び集団準強姦致死傷をいう。

- (4) 不同意わいせつ・・・強制わいせつ並びに刑法第 176 条の不同意わいせつ、同法第 179 条第 1 項の監護者わいせつ並びに同法第 181 条第 1 項の不同意わいせつ致死傷及び監護者わいせつ致死傷をいう。
- (5) 強制わいせつ・・・改正前の刑法第 176 条の強制わいせつ、同法第 178 条第 1 項の準強制わいせつ、同法第 179 条第 1 項の監護者わいせつ並びに同法第 181 条第 1 項の強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ致死傷及び監護者わいせつ致死傷をいう。
- (6) 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。
- (7) 窃盗犯・・・窃盗をいう。
- (8) 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
- (9) 風俗犯・・・賭博、わいせつ及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいう。
- (10) その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした 14 歳以上 20 歳未満の者（少年法第 3 条第 1 項第 1 号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の者（少年法第 3 条第 1 項第 2 号）

ウ め犯少年・・・刑罰法令に該当しないめ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 18 歳未満の者（少年法第 3 条第 1 項第 3 号）

(2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された 20 歳未満の者をいう。

3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。

(3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。

※ 令和元年の各種数値については、平成31年1月1日から4月30日までの数を含む。

※ 統計、図表その他の計数資料における令和5年7月12日以前の「不同意性交等」は、強制性交等の数値である。

※ 統計、図表その他の計数資料における令和5年7月12日以前の「不同意わいせつ」は、強制わいせつの数値である。

※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

5 様式の凡例

(1) 総括評価

評価を実施した各業績目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括。

(2) 主な結果（指標・事例）

各業績目標に関し、取組を実施して達成された結果（アウトカム）を統計値や事例等により示したもの。業績指標と同義。

(3) 外部要素等

業績目標をめぐる国内外の社会経済情勢等であり、取組及び成果に対して与える影響を考慮すべきもののこと。

(4) R7ー（数字）

取組に係る令和7年度行政事業レビュー対象事業の予算事業IDを示したもの。

政策の体系

※ 下線は令和8年度に評価を実施した施策

基本目標1 現下の治安上の課題への対応

業績目標1 匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進

基本目標2 犯罪被害者等の支援の充実

業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標3 警察活動の基盤の強化

業績目標1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化

業績目標2 警察情報通信基盤の強化

基本目標4 市民生活の安全と平穏の確保

業績目標1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進

業績目標2 現場執行力の強化

業績目標3 子供の性被害防止対策の推進

業績目標4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進

基本目標5 犯罪捜査の的確な推進

業績目標1 重要犯罪等の検挙向上

業績目標2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

業績目標3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

基本目標6 組織犯罪対策の推進

業績目標1 犯罪組織の存立基盤の弱体化

業績目標2 国際組織犯罪対策の推進

基本目標7 安全かつ快適な交通の確保

業績目標1 歩行者・自転車利用者等の安全確保

業績目標2 運転者対策の推進

業績目標3 道路交通環境の整備

基本目標8 国の公安の維持

業績目標1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処

業績目標2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施

業績目標3 災害への的確な対処

業績目標4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標9 デジタル社会の安全・安心の確保

業績目標1 サイバー事案対策の推進

業績目標2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化

評価結果

基本目標		
	業績目標	総括評価
1	現下の治安上の課題への対応	
1	匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進	令和7年は、匿名・流動型犯罪グループの主な資金獲得犯罪であるSNS型投資詐欺及びSNS型ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の認知件数及び被害額が急増しており、同グループを弱体化・撲滅し、これら詐欺被害を抑止するため、戦略的取締りを強化するほか、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」等を踏まえた対策を強力に推進する必要がある。 これを踏まえ、匿名・流動型犯罪グループ対策については、都道府県警察が収集した情報を一元的に集約するとともに、警察庁の指導態勢を強化し、都道府県警察と連携した戦略的な取締りを推進する。 また、SNS型投資詐欺及びSNS型ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の対策については、国際電話利用契約の利用休止の申込みや警察庁推奨アプリの普及、犯行のツールとして悪用されるインターネットバンキングへの対策及びニセ警察詐欺等の最新の手法に関する効果的な広報啓発といった取組を推進するほか、外国機関と一層連携を強化し、海外拠点の摘発を推進する。
4	市民生活の安全と平穏の確保	
1	総合的な犯罪防止に向けた取組の推進	令和7年の刑法犯認知件数は、過去5年間の平均値を大きく上回ったほか、住宅対象侵入犯罪の認知件数についても過去5年間の平均値をやや上回る結果となった。刑法犯認知件数の抑制に向け、全国的な治安課題はもとより地域固有の課題の洗い出しによる効果的な取組や地域住民、自治体等との連携した取組、防犯性能の高い建物部品の普及促進、交付金等を活用した街頭防犯カメラの設置促進等を推進する必要がある。 また、人身安全関連事案については、ストーカー事案の相談等件数が高水準で推移し、配偶者からの暴力事案等の相談等件数も増加傾向が続くといった状況にあるところ、実効性のある対処体制の確立や適時的確なストーカー規制法等の適用、関係機関等と連携した各種広報啓発活動等、被害の拡大防止・重大事案への発展の未然防止に係る各種取組を更に充実させる必要がある。
5	犯罪捜査の的確な推進	
3	科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進	令和7年には、防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした被疑者検挙件数が過去5年間の平均を大きく上回るなど、一定の成果が見られた一方、昨今、秘匿性の高い通信手段を利用した犯罪が発生するなど、犯罪の在り方が変化していることに加え、供述のみに依存しない客観証拠による的確な犯罪立証の重要性がますます高まっていることから、都道府県警察における人的基盤の強化や資機材の整備等、捜査への科学技術の活用に向けた取組を推進し、捜査力の向上を図る必要がある。 また、取調べの適正化についても、精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施件数が過去5年間の平均を大きく上回るなど一定の成果を挙げたものの、依然として、裁判員裁判対象事件等における録音・録画の不実施（ミス）や取調べにおける監督対象行為が発生していることから、録音・録画の適正な実施をはじめとする取調べの適正化に関する指導・教養を一層推進する必要がある。
7	安全かつ快適な交通の確保	
1	歩行者・自転車利用者等の安全確保	交通安全教育、指導取締り、道路交通環境の整備等に取り組んだ結果、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数や、歩行中の高齢者の交通事故死者数については、いずれも基準年である令和2年と比べて減少するとともに、令和7年中の交通事故死者数は2,547人と、統計が残る昭和23年以降最少となった。 第12次交通安全基本計画（令和8年3月中央交通安全対策会議決定）において、令和12年までに交通事故死者数を1,900人以下とするという目標が新たに掲げられたことから、歩行者や自転車利用者等に関する交通事故の発生状況やその特徴を踏まえつつ、引き続き、交通安全教育、指導取締り、道路交通環境の整備といった取組を推進する必要がある。
8	国の公安の維持	
2	警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施	警護については、令和7年度には、第27回参議院議員通常選挙及び第51回衆議院議員総選挙が行われたところ、これらの選挙に伴う警護では、警察と主催者が緊密に連携した上で手荷物検査・金属探知検査を一律に講じるなどし、警護対象者と聴衆の安全確保に万全を期した。 警衛については、天皇皇后両陛下の行幸啓等において、多くの歓送迎者が沿道等に集まったところ、警衛を実施した各都道府県警察では、管区機動隊をはじめとする特別派遣部隊とも連携し、御対象及び歓送迎者の安全確保に万全を期した。 これらの国政選挙や行幸啓等で得られた教訓も踏まえ、部隊の派遣を含むリソースの広域運用の促進や、警衛・警護員の最適配置、AI等の活用等により警察の総合力が十分に発揮できる態勢を確立するとともに、引き続き、主催者・関係機関等との連携深化に努めるなどし、警衛・警護に万全を期さなければならない。
9	デジタル社会の安全・安心の確保	
1	サイバー事案対策の推進	サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が継続している。 サイバー事案の取締りについては、体制を強化したサイバー特別捜査部による横断的・俯瞰（ふかん）的な分析能力を生かし、国内事案の捜査や国際共同捜査で成果を挙げているほか、国家を背景とするサイバー攻撃グループによるものとみられるサイバー攻撃の抑止については、サイバー攻撃グループに関するパブリックアトリビューションを推進している。 サイバー事案の被害防止対策については、ボイスフィッシングによる法人口座の不正送金被害が急増したことへの対策として、手口や対策をまとめたサイバー警察局便りを発出したほか、地域社会全体のサイバーセキュリティ向上のため、サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化を推進するなど、情勢に応じ、関係機関・団体等と連携した効果的な被害防止対策を推進している。 引き続き、サイバー事案の取締りと被害防止対策に取組む必要がある。

基本目標1 現下の治安上の課題への対応

業績目標1 匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進

令和8年度
企業犯罪対策第二課
生活安全企画

業績目標の説明

近年、匿名・流動型犯罪グループが治安対策上の脅威となっているため、同グループの実態解明・取締りを強力に推進するとともに、同グループの主たる資金獲得活動であるSNS型投資詐欺及びSNS型ロマンス詐欺を含む特殊詐欺への対策強化を図る。

主な取組(令和7年度までの取組)

【匿名・流動型犯罪グループ対策】

- (1) グループの中核的人物に指向した実態解明・取締りを推進するための体制を整備
 - 警察庁に「匿名・流動型犯罪グループ情報分析室」を設置
 - 警視庁に「匿流ターゲット取締りチーム(T3)」を設置

【特殊詐欺対策】

- (2) 犯罪実行者募集情報の削除依頼や返信(リプライ)機能を活用した個別警告
- (3) ナンバー・リクエストや優良防犯電話等の普及、国際電話不取扱受付センターの周知
- (4) 悪質な電話転送サービス事業者が保有する在庫番号の一括利用停止等の積極的な推進
- (5) SNS事業者やマッチングアプリ事業者と緊密に連携した悪用防止対策の推進
- (6) 被害実態等に応じた効果的な広報啓発の推進
- (7) 外国当局との捜査共助等の推進による、海外拠点の積極的な摘発

現状

- 令和7年中の財産犯の被害額が過去最悪となり、その主たる要因はSNS型投資詐欺及びSNS型ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の被害額の急増によるもの
- 特殊詐欺には匿名・流動型犯罪グループが深く関与しており、同グループへの対策が課題
- 犯罪対策閣僚会議で決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」等を踏まえ、早急な対策が必要

課題

【匿名・流動型犯罪グループ対策】

- 高度な技術や多様な通信サービス、金融サービス等を悪用し、中核的人物の匿名化や手口の巧妙化が進展
- 都道府県境を越えて匿名・流動型犯罪グループによるとみられる犯罪が連続発生するなど、広域化が進展
- 海外拠点から犯行を敢行するなど、国際化が進展

【特殊詐欺対策】

- ニセ警察詐欺の被害が急増しており、特に携帯電話に対する架電による犯行の増加により若い世代へ被害が拡大しているほか、国際電話番号の犯行利用が急増
- パナー等広告を接触手段とするSNS型投資詐欺が増加
- ダイレクトメッセージを接触手段とするSNS型ロマンス詐欺の被害が高止まり
- インターネットバンキングを利用した振込による被害が多く、限度額が高額であるため、1件当たりの被害額が高額化
- 海外拠点を置いた犯行が後を絶たず、拠点所在国の多様化が進展

【令和8年度の業績指標】

- ① 匿名・流動型犯罪グループの検挙(事例)
- ② 特殊詐欺の中核被疑者の検挙人員(指標1)→ 過去5年間の平均値を上回る。
- ③ 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員(指標2)→ 過去5年間の平均値を上回る。
- ④ SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙件数及び検挙人員(指標3)→ 昨年の数値を上回る。
- ⑤ 特殊詐欺の認知件数及び被害総額(指標4)→ 過去5年間の平均値を下回る。
- ⑥ SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数及び被害総額(指標5)→ 過去2年間の平均値を下回る。

※ 令和8年4月より、SNS型投資詐欺及びSNS型ロマンス詐欺も特殊詐欺の一手口として位置付けているところ、本資料上の数値については、令和7年以前の統計数値であることから、従来どおり、特殊詐欺にはSNS型投資詐欺及びSNS型ロマンス詐欺は含まれていない。

今後の取組の重点(令和8年度以降の取組)

【匿名・流動型犯罪グループ対策】

これまでの取組に加え、以下の取組を実施

- 中核的人物の匿名性を打破するため、都道府県警察が収集した匿名・流動型犯罪グループに関する情報等の警察庁への集約と分析の推進
- 警察庁の指導態勢を強化し、都道府県警察と連携した戦略的な取締りの推進
- 関係国とのハイレベルな協議や、東南アジア諸国の捜査機関との協力のためのリエゾン配置等を推進

【特殊詐欺対策】

これまでの取組に加え、以下の取組を実施

- 国際電話や詐欺電話を自動で遮断する機能等が実装された警察庁推奨アプリの普及を図るなど、犯人からの電話を直接受けないための対策の更なる推進
- ニセ警察詐欺をはじめ、被害発生状況等に応じた最新の手口に関する効果的な広報啓発の更なる推進
- SNS事業者やマッチングアプリ事業者に対する、詐欺広告の削除依頼、犯行に利用されたアカウントの利用停止を促す情報提供スキームの拡大及びアカウント開設時における本人確認強化の依頼の継続
- 金融機関に対する、インターネットバンキング利用額引上げ時の確認徹底等についての働き掛け及び取引モニタリングを活用した被害拡大防止対策等の推進
- 外国機関等との連携の一層の強化

基本目標1・業績目標1

具体的な取組状況

【匿名・流動型犯罪グループ対策】

- (1) 警察庁に「匿名・流動型犯罪グループ情報分析室」(約40人体制)を、警視庁に全国警察の捜査員から成る「匿名ターゲット取締りチーム(T3)」(100人体制)を新設。令和8年4月にT3を更に100人増強し、各種実態解明・取締りに従事。都道府県警察に対しては、全国本部長会議、司令塔会議をはじめ、各種会議で対策を指示(計12回)

【特殊詐欺対策】

R7-000365

- (2) 犯罪実行者募集情報に対する返信(リプライ)機能を活用した投稿者への迅速な個別警告を実施(令和7年中、6,829件)
- (3) 国際電話の着信ブロック等の普及に加え、優良防犯電話の普及による、犯人からの電話を受けさせないための取組を実施
- (4) 悪質な電話転送サービス事業者に対して、固定電話番号等の利用停止措置等要請を実施(令和7年中、7事業者に対して、在庫電話の1,018番号を利用停止)
- (5) SNS型投資・ロマンス詐欺の被害実態等に応じ、政府広報の実施、ウェブニュースアプリ上でインターネット利用者に対する注意喚起・ターゲット広告やバナー等広告がたかれている著名人と連携した広報啓発活動を実施
- (6) SNS事業者、マッチングアプリ事業者に対する、犯行に利用されたアカウントの利用停止を促す仕組みの運用事業者数を拡大。また、マッチングアプリ事業者に対して、アカウント開設時の本人確認の厳格化等の進捗状況の把握と継続した働き掛けを実施
- (7) 外国当局との捜査共助等の推進により、海外拠点を積極的に摘発(令和7年中、外国当局が摘発し、日本に移送して検挙した人数は54人)

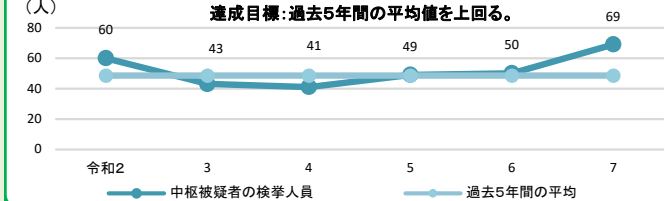
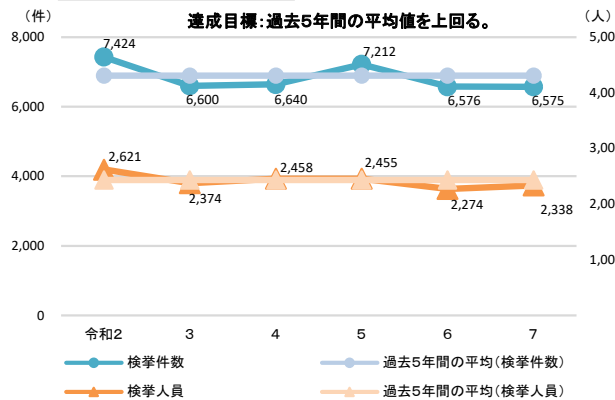
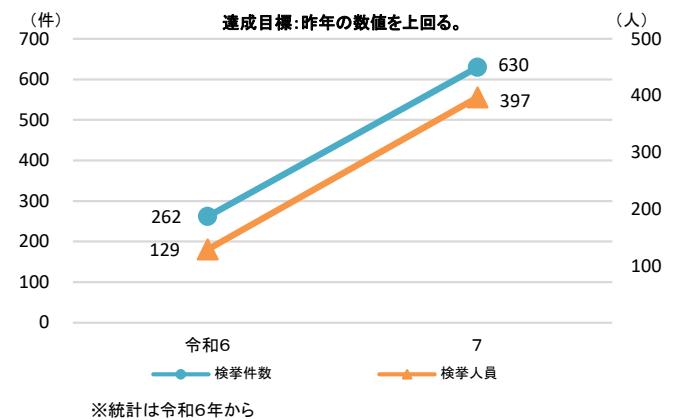
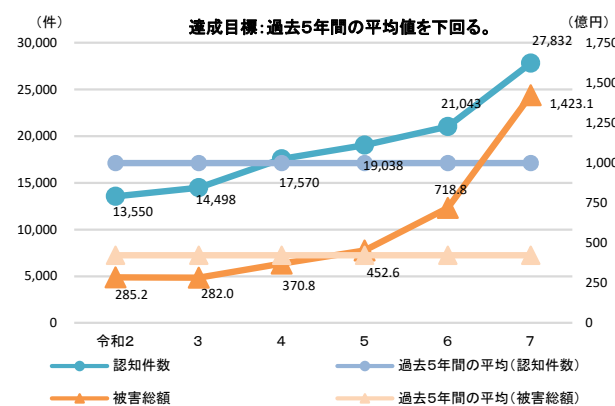
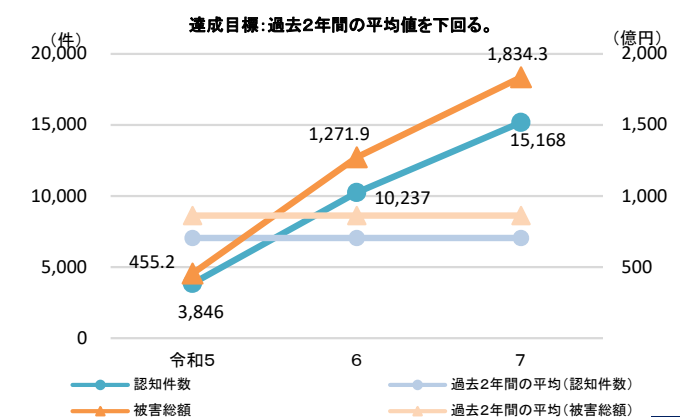
外部要素等

- 匿名性・秘匿性の高い通信手段の普及
- 暗号資産やインターネットバンキングの普及
- 翻訳精度の向上等を可能とする生成AIの普及

主な結果(指標・事例)

① 匿名・流動型犯罪グループの検挙(事例)

令和7年1月から5月にかけて、カンボジア国内に所在する拠点から、警察官をかたり、日本国内に所在する被害者5人から合計1億2,314万円をだまし取った特殊詐欺事件につき、日本警察からの情報提供を受けたカンボジア当局が同拠点に潜伏していた多数の邦人の身柄を拘束し、両国の共同捜査により、同年11月までに日本警察が24人を組織的犯罪処罰法違反(組織的な詐欺)で逮捕した。

② 特殊詐欺の中核被疑者※の検挙人員(指標1)
(達成年:令和7年)③ 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員(指標2)
(達成年:令和7年)④ SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙件数及び検挙人員
(指標3)(達成年:令和7年)⑤ 特殊詐欺の認知件数及び被害総額(指標4)
(達成年:令和7年)⑥ SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数及び被害総額
(指標5)(達成年:令和7年)

具体的な取組状況

効果的な犯罪防止に向けた取組の推進

R7-000328

- (1) 的確な犯罪情勢分析の実施(組織的窃盗・盗品流通事犯対策を推進)
 - 現下の犯罪情勢の分析結果を踏まえ、組織的窃盗・盗品流通事犯(自動車盗、金属盗及び大量万引き)に対する総合的な対策を推進
 - ア 「自動車盗難等防止行動計画」の一部を改訂し、自動車盗難防止対策等を推進
 - R7年 自動車盗認知件数 6,386件(前年比+306件)
 - イ 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の制定による防犯情報の提供のほか、金属類買受業者に対する立入等を強力に推進
 - R7年 金属盗認知件数 15,712件(前年比-4,989件)
 - ウ 「ドラッグストアにおける防犯対策指針」を策定し、業界団体への働き掛けを継続的に実施
 - R7年 ドラッグストア大量万引き 569件(前年比-333件)※R7から実務統計から犯罪統計に移行
- (2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
 - ア 安全・安心まちづくり推進要綱を改正
 - 資機材の整備における自治体との連携強化等により安全・安心なまちづくりの取組を推進
 - イ 特殊詐欺対策アプリに係る警察庁推奨制度等による特殊詐欺対策を推進
 - R8年度5月末 警察庁推奨アプリのダウンロード数 1,142,800件
- (3) 自主防犯活動の促進
 - 地方創生の交付金を活用した防犯対策強化に向けた事業新設の働き掛けを実施
 - R7年度実施事業数 約140事業(警察において把握した事業に限る。)
- (4) 犯罪防止に配慮した環境設計の推進
 - ア 防犯カメラの設置が必要な場所の洗い出しを実施
 - 全国の警察署の90%(令和8年3月末時点)で洗い出しが完了
 - イ 地方創生の交付金を活用した防犯カメラ設置事業について自治体への働きかけを実施
 - R7年度実施事業数 約90事業(警察において把握した事業に限る。)

人身安全関連事案への対策の推進

R7-006442

- (5) 事案対処能力の向上
 - ア 実効性のある対処体制の確立
 - 令和7年10月までに、各都道府県警察において「司令塔」の役割を明確化
 - イ マニュアル等の整備・研修の充実等
 - 事案対処マニュアルのひな形を作成し、令和8年3月までに各都道府県警察においてマニュアルを整備
- (6) 加害者による行為のエスカレート防止に向けた取組の推進
 - ストーカー規制法等の適時的確な適用等を推進
 - 「紛失防止タグ」の悪用によるストーカー事案に対処するため、令和7年12月に改正ストーカー規制法が成立、令和8年3月に全面施行
- (7) 広報啓発活動の推進
 - 各都道府県警察に対してストーカーの事例や相談窓口等を掲載したリーフレット等を約115万部配布
 - 改正ストーカー規制法の内容を周知するためのポスター等を作成し、令和8年3月の全面施行にあわせ約7万部を各都道府県警察や関係機関に配布

- 刑法改正、性的姿態撮影処罰法制定等
- 銅等の金属の価格高騰
- 少子高齢化の進行に伴い空き家が増加

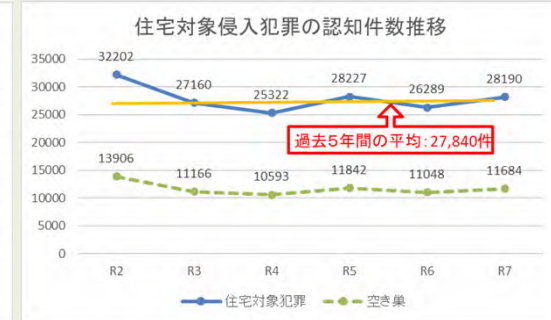
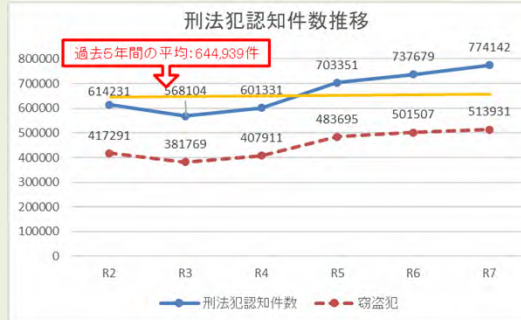
外部要素等

主な結果(指標・事例)

① 【指標1】(達成年:令和7年度)

② 【指標2】(達成年:令和7年度)

達成目標:過去5年間の平均値を下回る。達成目標:過去5年間の平均値を下回る。



結果:刑法犯認知件数は774,142件で過去5年間の平均値を上回った。

また、住宅対象侵入犯罪の認知件数は28,190件で過去5年間の平均値をやや上回った。

③ 人身安全関連事案への対策の推進状況

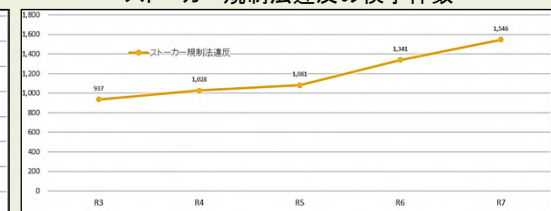
【ストーカー規制法等の適時的確な適用】

各都道府県警察において、対処体制の強化やマニュアルの整備等のほか、加害者による行為のエスカレートを防止するための取組として、ストーカー規制法等の適時的確な適用等を推進しており、各種措置の実施件数が増加した。

ストーカー規制法に基づく禁止命令等件数



ストーカー規制法違反の検挙件数



【社会全体でストーカー被害を防止する取組】

改正ストーカー規制法の施行に伴い、社会全体でストーカー被害の防止を図るべく、関係機関等と連携し、各種広報啓発活動を強化した。

(事例)

令和7年12月の一部施行に伴い、学校関係者や勤務先向けの広報資料を作成し、文部科学省等と連携してストーカー被害者の援助主体としての協力を求めたほか、令和8年3月の全面施行の際には、探偵業者向けの広報資料を作成し、業界団体に対して当該資料を用いた加盟業者への周知につき依頼した。



基本目標5 犯罪捜査の的確な推進

業績目標3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

業績目標の説明

令和元年6月の刑事訴訟法等改正法の全面施行により導入された取調べの録音・録画制度の確実な実施を行うとともに、客観証拠の収集、分析等を重視した緻密かつ適正な捜査を行うなど、適正な捜査に向けた取組を推進する。

主な取組(令和7年度までの取組)

【捜査への科学技術の活用】

- (1) 防犯カメラ画像等の活用
 - ア 事件発生後、迅速に防犯カメラ画像等の客観証拠を収集・分析するための体制の構築
 - イ 収集した防犯カメラ画像等を鮮明化するための技術開発
- (2) 都道府県警察の鑑識・鑑定担当者を招致した研究会等の開催及び都道府県警察の指導
- (3) DNA型鑑定体制の充実等
 - ア 鑑識・鑑定部門及び捜査部門に対して、適正な指掌紋及びDNA型鑑定資料の採取・鑑定、データベースへの登録・照会を指導
 - イ DNA型鑑定員の増強
 - ウ DNA型鑑定試薬の確保及び鑑定資機材の整備

【取調べの適正化等の適正捜査の推進】

- (4) 都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等
(5) 取調べの録音・録画の実施及び機材の整備等

現状

- 昨今、捜査・公判実務において客観証拠重視の傾向がますます高まっている中において、防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした被疑者検挙件数は増加傾向にある。
- 適正捜査の推進のため、取調べの録音・録画が制度上義務付けられた事件における不実施事案や取調べにおける監督対象行為の絶無を期す必要があるところ、近年においてもなおこれらの事案が発生している。

課題

【捜査への科学技術の活用】

- 秘匿性の高い通信手段を利用した犯罪が発生するなど、犯罪の在り方が変化していることに加え、供述のみに依存しない客観証拠による的確な犯罪立証の重要性が増していることから、防犯カメラ画像等の客観証拠の収集・分析力や鑑定能力を向上させる必要
- そのため、捜査支援分析部門における体制の構築と人材育成による人的基盤の強化や、他部門との連携による分析技術及び資機材の組織全体での有効活用により、捜査力向上を図ることが必要
- 加えて、DNA型鑑定等に必要な鑑識・鑑定資機材の持続的かつ計画的な整備や、AIを活用した鑑識業務の高度化・効率化等科学捜査力の向上のための研究基盤の強化を図ることが必要

【取調への適正化等の適正捜査の推進】

- 依然として裁判員裁判対象事件等における録音・録画不実施(ミス)が発生していることから、録音・録画の適正な実施に関する指導・教養を一層推進することが必要

【令和8年度の業績指標】

- ① 捜査本部事件の起訴率
→ 高水準を維持する。
- ② 防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした被疑者検挙件数
→ 過去5年間の平均値を上回る。
- ③ 遺留指掌紋・遺留DNA型記録一致件数
→ 平年並みの水準を維持する。
- ④ 精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施件数
→ 過去5年間の平均値を上回る。
- ⑤ 裁判員裁判対象事件等における録音・録画不実施(ミス)の発生件数
→ 不実施(ミス)の絶無
- ⑥ 監督対象行為の件数
→ 過去5年間の平均値を下回る。

今後の取組の重点(令和8年度以降の取組)

【捜査への科学技術の活用】

- **これまでの取組を引き続き推進**
 - 防犯カメラ画像におけるデータの上書きによる消去等がなされる前の収集等迅速な客観証拠の収集
 - 適正なDNA型鑑定資料の採取・鑑定の実施、データベースへの登録・照会及びその管理を行うよう指導するとともに、DNA型鑑定員の増強を図る。
 - 資機材整備等の合理化・効率化を推進
 - AIを活用した鑑識業務の高度化・効率化に向けた取組を推進
- **新たに以下の取組を推進**
 - DNA型鑑定の高度化に向けた取組を推進

【取調べの適正化等の適正捜査の推進】

- これまでの取組を引き続き推進
- 巡回業務指導による、都道府県警察本部適正捜査指導担当者の指導力の強化
 - 録音・録画の不実施事例を踏まえたチェック項目の周知の推進
 - 全国で整備が完了している機材(約4,200台)の順次減耗更新
 - 取調べ監督部門による、警察組織内部におけるチェック機能の維持

具体的な取組状況

捜査への科学技術の活用

(1) 防犯カメラ画像等の活用

- ア 事件発生後、迅速に防犯カメラ画像等の客観証拠を収集・分析するための体制の構築
→令和8年4月1日現在で28の都道府県警察が捜査支援分析部門の所属化を行うなど、各都道府県警察において防犯カメラ画像の収集・分析体制を強化
- イ 収集した防犯カメラ画像等を鮮明化するための技術開発
→警察大学校警察情報通信研究センターにおいて、防犯カメラ画像解析の高度化・効率化に資するツールを研究・開発

(2) 都道府県警察の鑑識・鑑定担当者を招致した研究会等の開催及び都道府県警察の指導

→令和7年度中に22回開催(前年比+6件)

R7-000353

(3) DNA型鑑定体制の充実等

- ア 鑑識・鑑定部門及び捜査部門に対して、適正な指掌紋及びDNA型鑑定資料の採取・鑑定、データベースへの登録・照会を指導
→遺留指掌紋の照会件数の増減率 前年比+2.6%
→遺留DNA型記録照会件数の増減率 前年比+7.0%
- イ DNA型鑑定員の増強
→DNA型鑑定員数360人(前年比+11人)
→地方財政計画において、DNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費(約2億5千万円)が容認
- ウ DNA型鑑定試薬の確保及び鑑定資機材の整備(令和7年度予算獲得状況)
→DNA型鑑定試薬の確保に関して「DNA型鑑定消耗品」として約28億9千万円を措置
→鑑識・鑑定資機材のうちDNA型鑑定に関して、約3億1千万円を措置

R7-000353

取調べの適正化等の適正捜査の推進

(4) 都道府県警察に対する巡回業務指導の実施

→令和7年度中に巡回業務指導を30回実施

(5) 取調べの録音・録画の実施及び機材の整備等

- 令和7年度裁判員裁判対象事件等における録音・録画実施件数3,850件(前年比+51件)
→全国に配備した約4,200台の順次減耗更新
→予算獲得状況:経常経費として約1億7千万円を措置

R7-000360

主な結果(指標・事例)

①【捜査本部事件の起訴率】(達成年:令和7年)

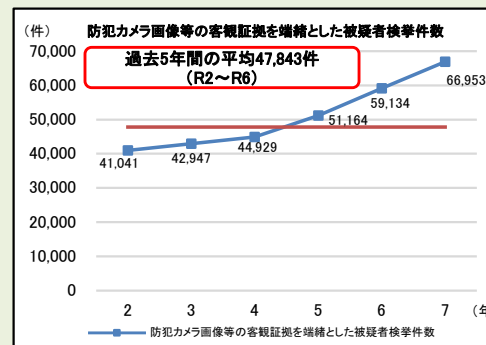
達成目標:高水準を維持する。

令和7年に検挙された捜査本部設置事件22件のうち、起訴に至った割合は86%(※1)

※1 不起訴3件については、被疑者死亡送致又は医療観察法による入院措置がとられたもの

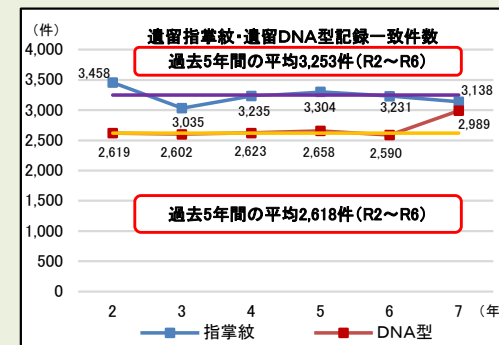
②【防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした被疑者検挙件数】(達成年:令和7年)

達成目標:過去5年間の平均値を上回る。



③【遺留指掌紋・遺留DNA型記録一致件数】(達成年:令和7年)

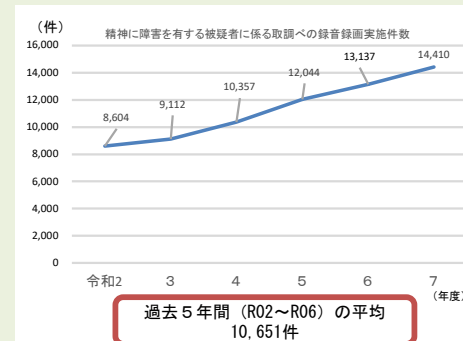
達成目標:平年並みの水準を維持する。



④【精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画(※2)の実施件数】(達成年:令和7年度)

※2 犯罪捜査規範による努力義務

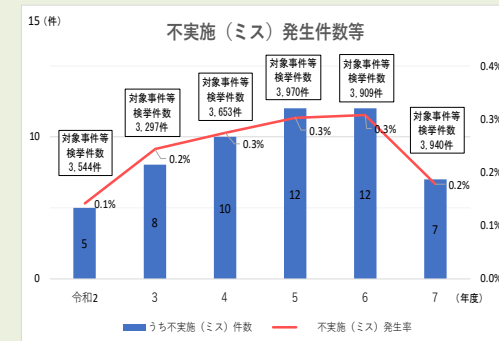
達成目標:過去5年間の平均値を上回る。



⑤【裁判員裁判対象事件等における録音・録画(※3)不実施(ミス)の発生件数】(達成年:令和7年度)

※3 刑事訴訟法による義務

達成目標:不実施(ミス)の絶無



⑥【監督対象行為の件数】(達成年:令和7年)

達成目標:過去5年間の平均値を下回る。

令和7年 19件(過去5年間の平均11.2件)

基本目標7 安全かつ快適な交通の確保

業績目標1 歩行者・自転車利用者等の安全確保

令和8年度
企業指針
交通・交通
8年
8画
月課課

業績目標の説明

歩行者や自転車利用者・特定小型原動機付自転車利用者（以下「自転車利用者等」という。）の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者等の安全の確保を図る。

主な取組（令和7年度までの取組）

【交通安全教育等】

- (1) 状態別死者数において歩行中の場合の割合が高い幼児・児童・高齢者に対する交通安全教育の推進
- (2) 自転車利用者等に対するルールの周知と交通安全教育の推進
- (3) 自転車運転者講習制度及び特定小型原動機付自転車運転者講習制度の適切な運用

【指導取締り】

- (4) 歩行者に危険を及ぼすおそれの高い交通違反及び悪質・危険な交通違反に対する取締りの推進
- (5) 主として地域住民の日常生活に利用されるような生活道路における速度違反自動取締装置の整備

【道路交通環境の整備】

- (6) 生活道路・幹線道路等の対策の推進
- (7) 歩行空間のバリアフリー化
- (8) 自転車の通行空間の整備

現状

- 令和7年中の交通事故死者数は2,547人で、統計が残る昭和23年以降最少となったが、第11次交通安全基本計画（令和3年3月中央交通安全対策会議決定）において掲げられた、令和7年までに交通事故死者数を2,000人以下とするという目標については達成することができなかった。
- 令和7年中の交通事故死者数の状態別内訳では、歩行中の割合が34.9%（890人）と最も高い。また、我が国の歩行者・自転車乗用中の死者数の割合は約5割と諸外国と比べて高くなっている。
- 令和7年中の自転車乗用中の死者数は306人で令和2年以降減少傾向にある一方、自転車関連事故は67,470件発生し、近年横ばいで推移しているものの、全交通事故に占める割合は依然として高い水準にある。
- 令和7年中に特定小型原動機付自転車関連事故は386件発生し、特定小型原動機付自転車乗用中の死者数は1人であった。特定小型原動機付自転車に関する規定については令和5年7月の施行後間もないことから、事故情勢等について引き続き注視が必要

課題

【交通安全教育等】

- 令和7年中の事故類型別歩行者死者数のうち、横断違反をはじめ、歩行者にも何らかの法令違反が認められるものが約56%を占め、交通ルールを周知徹底する必要がある。
- 令和7年中の自転車関連の死亡・重傷事故のうち、安全不確認や交差点安全進行義務違反をはじめ、自転車側にも何らかの法令違反が認められるものが約75%を占め、交通ルールを周知徹底する必要がある。
- 令和7年中の特定小型原動機付自転車関連の死亡・重傷事故のうち、安全不確認や交差点安全進行義務違反をはじめ、特定小型原動機付自転車の運転者に何らかの法令違反が認められるものが約86%を占め、交通ルールを周知徹底する必要がある。
- 特定小型原動機付自転車が関係する交通事故については、飲酒事故の割合が自転車や一般原動機付自転車と比べて著しく高い。

【指導取締り】

- 横断歩道横断中の歩行者の交通事故件数は、令和3年から約11%増加しており、横断歩道における歩行者の優先を徹底させる必要がある。
- 令和7年中の自転車関連の死亡・重傷事故のうち、安全不確認や交差点安全進行義務違反をはじめ、自転車側にも何らかの法令違反が認められるものが約75%を占め、交通ルールを周知徹底する必要がある。
- 令和7年中の特定小型原動機付自転車関連の死亡・重傷事故のうち、安全不確認や交差点安全進行義務違反をはじめ、特定小型原動機付自転車の運転者に何らかの法令違反が認められるものが約86%を占め、交通ルールを周知徹底する必要がある。
- 生活道路においては、幅員が狭く取締りスペースの確保が困難なケースが存在

【道路交通環境の整備】

- 令和7年中における状態別の交通事故死傷者数をみると、車道幅員5.5m未満の道路における歩行者・自転車乗用中の死傷者が占める割合は、車道幅員5.5m以上の道路の約1.9倍

【令和8年度の業績指標】

- ① 歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数
→ 第12次交通安全基本計画（令和8年3月中央交通安全対策会議決定）において掲げられた、令和12年までに交通事故死者数を1,900人以下とするという目標を達成するため、歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数（令和7年：歩行者：890人、自転車乗用中306人）をそれぞれ25.4%以上減少させる（達成年：令和12年）。
- ② 自転車関連事故件数
→ 自転車利用者に対する交通安全対策を推進し、自転車関連事故件数を前年（令和7年：67,470件）よりも減少させる。
※ 令和7年中の自転車関連事故件数は令和2年比で0.3%減少となるなど、近年横ばいで推移しているため、まずは前年から減少させることを指標とした。

今後の取組の重点（令和8年度以降の取組）

【交通安全教育等】

- 交通事故実態を踏まえた交通安全教育等を推進する。
- 自転車について、関係事業者等と連携し、「自転車ルールブック」や「自転車の交通安全教育ガイドライン」等を活用した広報啓発や交通安全教育を推進する。
- 特定小型原動機付自転車について、関係事業者等と連携し、基本的な交通ルールの周知徹底や、交通安全教育等の交通安全対策を推進する。
- 自転車運転者講習制度及び特定小型原動機付自転車運転者講習制度を適切に運用する。

【指導取締り】

- 運転者に横断歩道における歩行者の優先を徹底させ、横断歩道横断中の歩行者の交通事故を抑止するための横断歩行者妨害の取締り等、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。
- 令和8年4月1日から導入された自転車の交通反則通告制度を適切に運用し、悪質・危険な交通違反に対する取締りを推進する。
- 特定小型原動機付自転車による悪質・危険な交通違反に対する取締りを推進する。
- 可搬式速度違反自動取締装置を整備・拡充することで、取締りスペースの確保が困難な生活道路等における効果的な交通指導取締りを推進する。

【道路交通環境の整備】

- 中央線のない一般道路における自動車の法定速度の引下げの円滑な施行やゾーン30プラスの整備推進等、道路管理者と緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図る。

基本目標7・業績目標1

具体的な取組状況

交通安全教育等

R7-000368

- (1) 状態別死者数において歩行中の場合の割合が高い幼児・児童・高齢者への交通安全教育の推進
 ア 幼児・児童に対して、教育委員会、学校、保育所等の関係者、保護者等と連携した交通安全教育を推進した(令和7年中は57,965回実施)。
 イ 高齢者に対して、シミュレーター等の各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した(令和7年中は9,735回実施)。
- (2) 自転車利用者等に対するルールの周知と交通安全教育の推進
 ア 自転車への交通反則通告制度の導入に当たり、「自転車ルールブック」や「自転車ポータルサイト」を作成・公表した(ポータルサイトの閲覧数は、令和8年1月から令和8年5月末までの間に約510万回)。
 イ 「自転車の交通安全教育ガイドライン」の周知及びこれを活用した自転車の交通安全教育を推進した。
- (3) 自転車運転者講習制度及び特定小型原動機付自転車運転者講習制度の適切な運用
 令和7年中の自転車運転者講習の受講者数は1,435人、特定小型原動機付自転車運転者講習の受講者数は2,990人

指導取締り

R7-000369

- (4) 歩行者に危険を及ぼすおそれの高い交通違反及び悪質・危険な交通違反に対する取締りの推進
 ア 横断歩道横断中の歩行者の交通事故を抑止するため、横断歩行者妨害の取締りを推進(令和7年中は301,152件検挙)。
 イ 全国2,053か所(令和8年3月末)指定されている「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の違反に対する指導警告を行い、悪質・危険なものを検挙(令和7年中は60,163件検挙)。
 ウ 特定小型原動機付自転車による悪質・危険な違反に対する取締りを推進(令和7年中は37,185件検挙)。
- (5) 主として地域住民の日常生活に利用されるような生活道路における速度違反自動取締装置の整備
 令和7年度末時点で可搬式速度違反自動取締装置を169台(前年比+13台)整備した。

道路交通環境の整備

R7-000370

- (6) 生活道路・幹線道路等の対策の推進
 ア 「ゾーン30プラス」を令和7年度末までに全国249か所で整備した。
 イ 広報啓発等、中央線等のない一般道路における自動車の法定速度の引下げの円滑な施行に向けた取組を推進した。
 ウ 歩車分離式信号に関する指針を見直し、歩車分離式信号の一層の整備推進を図った。
- (7) 歩行空間のバリアフリー化
 ア 主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化を推進した(令和7年度末時点のバリアフリー化率99.4%(前年比+0.4%))。
 イ 上記道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分に対し、音響信号機及びエスコートゾーンの設置を推進した(令和7年度末時点の設置率78.1%(前年比+3.0%))。
- (8) 自転車の通行空間の整備
 普通自転車専用通行帯の整備を推進した(令和6年度末までに678.7km(速報値))。

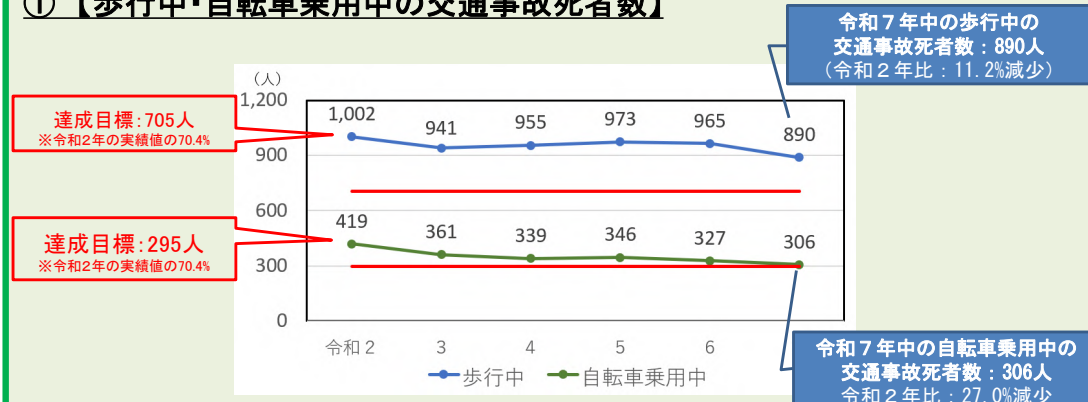
外部要素等

- 高齢者人口の割合の増加
- 電動アシスト自転車や特定小型原動機付自転車等の小型モビリティの普及

主な結果(指標・事例)

達成目標:いずれも令和2年から29.6%以上減少させる。
 達成年 :いずれも令和7年

①【歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数】



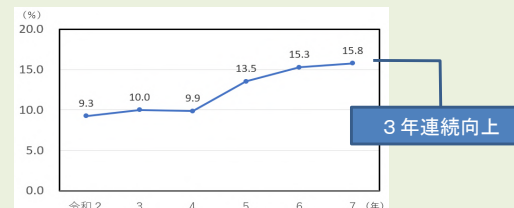
②【自転車関連事故件数】



自転車利用者のヘルメット着用状況

(参考指標)

自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率
 達成目標: 前年よりも向上させる。



基本目標8 国の公安の維持

業績目標2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施

令和8年度
第2期
月課
令警公

業績目標の説明

警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護を講ずることにより、御対象(※1)及び警護対象者(※2)に対する違法行為の発生を未然防止し、その身辺及び聴衆の安全を確保する。

※1 天皇皇后両陛下、上皇皇后陛下及び皇族殿下
※2 内閣総理大臣、国賓その他その生命及び身体に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがある者

現状

- いずれの警護においても、警護対象者に対する違法行為の発生はなかった。
- いずれの警衛においても、御対象に対する違法行為の発生はなかった。

【令和8年度の業績指標】

- ① 警護実施中の警護対象者に対する違法行為の発生状況
→ 違法行為を未然に防止し、警護対象者の身辺及び聴衆の安全を確保する。
- ② 警衛実施中の御対象に対する違法行為の発生状況
→ 違法行為を未然に防止し、御対象の身辺及び歓送迎者の安全を確保する。

主な取組(令和7年度までの取組)

(警護)【計画及び実施段階における取組強化】

- (1) 警察庁による危険度の評価・警護計画案の事前審査
- (2) 都道府県警察による現場指揮機能の強化及び主催者等との連携強化

(警護)【体制及び教養訓練の充実・強化】

- (3) 警察庁・都道府県警察の警護体制の強化
- (4) 体系的な教養訓練計画の策定及び実戦的・高度な訓練の実施

(警護)【装備資機材の充実】

- (5) 防弾資機材をはじめとする装備資機材の拡充及び先端技術を活用した資機材等の整備

(警衛)【事前調査及び連携強化】

- (6) 関係機関との連携による御対象の身辺の安全の確保及び歓送迎者の雑踏等による事故の防止

(警衛・警護)【ローン・オフエンダー等対策の強化】

- (7)ア 司令塔機能の強化
イ 幅広く確実な違法行為の「前兆」の把握を推進
ウ 情報部門と警衛・警護部門が連携した対策の実施

課題

(警護)【計画及び実施段階】

- 脅威情報に基づき警護現場での警戒を強化する必要
- 警護対象者や演説の主催者等の理解と協力が必要

(警護)【体制・教養訓練面】

- 人的基盤の維持・強化が必要
- 警護の高度化に資する訓練の実施が必要

(警護)【装備資機材面】

- 警護の高度化に資する先端技術動向の把握が必要

(警衛)【事前調査・連携面】

- 警衛員の最適な配置に資する正確な歓送迎者数見込みの算出が必要

(警衛・警護)【ローン・オフエンダー等対策面】

- 断片情報を効果的に融合させるための取組が必要
- 違法行為を実行する過程でローン・オフエンダー等が接触し得る事業者等への幅広い協力の呼び掛けが必要
- 膨大な量のSNS投稿から関連情報を効率的に抽出・分析するための体制が不可欠

今後の取組の重点(令和8年度以降の取組)

(警護)【計画及び実施段階の取組】

- 次のとおり、これまでの取組を継続して実施する。
➢ 警察の総合力が十分に発揮できる態勢の確立
➢ 演説の主催者等との連携の深化

(警護)【体制・教養訓練面の取組】

- これまでの取組に加え、以下の取組を実施する。
➢ 大規模警護における部隊の派遣を含むリソースの広域運用を促進
➢ 国政選挙における反省教訓等を踏まえた訓練の更なる高度化

(警護)【装備資機材面の取組】

- 次のとおり、これまでの取組を継続して実施する。
➢ 警護の高度化に資する先端技術動向を継続して把握

(警衛)【事前調査・連携面の取組】

- これまでの取組に加え、以下の取組を実施する。
➢ 警衛員の最適配置やAI等の警衛への活用に関する技術的研究を推進

(警衛・警護)【ローン・オフエンダー等対策面の取組】

- これまでの取組に加え、以下の取組を実施する。
➢ 情報システムを活用して断片情報の融合を図り、対象者の危険性に応じた対策を迅速・的確に実施
➢ 関係事業者等との協力を拡充
➢ AIを活用した情報収集・分析業務の高度化・効率化を推進

具体的な取組状況

R7-006443

(警護)計画及び実施段階における取組強化

- (1) 警察庁において、警護計画案の事前審査を実施するとともに、情報(警護対象者への危害予告等)の分析・整理を行い、警護上の危険度を評価
- (2)ア 街頭演説の実施が見込まれる場所について、主催者等と事前に調整し上で、警察庁と都道府県警察が合同で現場を実査し、あらかじめ警護計画案を作成する「予備審査」を全国的に推進
- イ 警護対象者が参加する行事の主催者等に対して、手荷物検査・金属探知検査や避難経路の設定等を行うよう働き掛けるなど、主催者等と緊密に連携の下、警護を実施

(警護)体制及び教養訓練の充実・強化

- (3)ア 令和4年11月1日、警察庁に警備第二課を新設し、警護を担う体制を大幅に強化
- イ 警視庁において、警護体制を大幅に強化したほか、道府県警察でも警護体制を強化
- (4) 警察庁において、警護員の習熟度に応じた体系的な教養訓練計画を作成するとともに、全国で、同計画に基づく実戦的かつ高度な教養訓練を実施

(警護)装備資機材の充実

- (5) 警護の高度化に資する装備資機材に関する情報の収集、開発及び導入に努めるとともに、防弾資機材や小型無人機等の整備を推進

(警衛)事前調査及び連携強化

- (6)ア 行幸啓等の警衛に伴う事前調査において、都道府県警察に対する指導を実施
- イ 関係機関と連携し、御対象の身辺の安全確保措置や歓送迎者の雑踏事故防止対策等を実施

(警衛・警護)ローン・オフENDER等対策の強化

- (7)ア 対策の司令塔を都道府県警察本部・警察署の警備部門に設置するなど、部門横断的な取組を推進
- イ 不動産事業者、爆発物原料販売事業者等に不審情報の通報を呼び掛け
- ウ 選挙に際して、警察庁に「LO脅威情報統合センター」を設置し、情報収集体制を強化

主な結果(指標・事例)

① 警護実施中の警護対象者に対する違法行為の発生状況(達成年:令和7年度)

達成目標:違法行為を未然に防止し、警護対象者の身辺及び聴衆の安全を確保する。

・ いずれの警護においても、警護対象者に対する違法行為の発生はなかった。

安倍元総理銃撃事件や岸田総理(当時)に対する爆発物使用襲撃事件の教訓を踏まえ、警護の強化に関する取組等を推進した。

(参考)令和4年8月以降における警護計画案の審査件数

	令和4年(8月～12月)	令和5年	令和6年	令和7年
審査件数(件)	1,266	3,727	3,423	3,938

令和7年度中には、第27回参議院議員通常選挙及び第51回衆議院議員総選挙が行われたところ、主催者等と緊密に連携し、約99%の警護現場で手荷物検査・金属探知検査を講じるなどし、警護対象者と聴衆の安全を確保した。

(参考)選挙に伴う警護計画案の審査件数・警護現場数

	第27回参議院議員通常選挙 (34日間:令和7年6月16日～7月19日)	第51回衆議院議員総選挙 (16日間:令和8年1月23日～2月7日)
審査件数(件)	約400	約600
警護現場数(件)	約900	約1,600

② 警衛実施中の御対象に対する違法行為の発生状況(達成年:令和7年度)

達成目標:違法行為を未然に防止し、御対象の身辺及び歓送迎者の安全を確保する。

・ いずれの警衛においても、御対象に対する違法行為の発生はなかった。

令和7年度中の行幸啓等では、多くの歓送迎者が沿道等に集まったが、警衛を実施した各都道府県警察では、管区機動隊をはじめとする特別派遣部隊とも連携し、御対象の身辺の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏等による事故を防止した。

(参考)警衛実施件数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
実施件数(件)	1,478	1,999	2,804	3,089	3,361

○ ローン・オフENDER等対策の強化

いずれの警衛・警護においても、違法行為の「前兆」情報の収集・分析を推進し、把握した情報について警衛・警護部門との情報共有を徹底するなどして、ローン・オフENDER等による違法行為の発生を未然に防止した。

(参考)警護対象者や候補者に危害を加える旨を予告するなどSNS上の危険な投稿の件数

	第27回参議院議員通常選挙 (34日間:令和7年6月16日～7月19日)	第51回衆議院議員総選挙 (16日間:令和8年1月23日～2月7日)
投稿件数(件)	889	336

基本目標9 デジタル社会の安全・安心の確保

業績目標1 サイバー事案対策の推進

令和8年度
サイバー情報技術
企業捜査
8画
月課課

業績目標の説明

サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進んでいることを踏まえ、国内外の関係機関等と連携し、サイバー事案の取締り及び被害防止対策を総合的に推進することにより、デジタル社会の安全・安心を確保する。

現状

- ランサムウェア事案やインターネットバンキングに係る不正送金をはじめとしたサイバー犯罪の状況が依然として深刻であることから、引き続きサイバー犯罪の検挙を推進する必要がある。
- 地域社会全体のサイバーセキュリティの水準向上させるためにも、サイバー防犯ボランティア等の地域に根ざした多様な主体と連携しつつ広報啓発活動等を推進する必要がある。
- 犯罪実行者募集情報等の違法情報がSNSを中心としたサイバー空間に氾濫している。

【令和8年度の業績指標】

- ① サイバー犯罪の検挙件数
→ 過去3年間の平均値を上回る。
- ② サイバー防犯ボランティアの団体数及び構成員数
→ 過去3年間の平均値を上回る。
- ③ インターネット・ホットラインセンターにおいて把握した違法情報の件数(暦年)
→ 過去3年間の平均値を上回る。

主な取組(令和7年度までの取組)

【取締りの徹底】

- (1) 対処体制や部門間連携の更なる強化
- (2) 暗号資産等の捜査情報の集約の推進
- (3) 国際連携の更なる推進
- (4) サイバー攻撃の更なる抑止

課題

【取締りの徹底】

- 匿名性の高い通信手段や暗号資産が悪用されていることから、サイバー事案の捜査には、高度な専門的知識・技能を持つ人材の育成及び情報集約が必要不可欠
- 国境を越えて取行される事案の対処には、円滑な国際照会に加え、外国捜査機関等との連携や国際共同捜査への参画が不可欠であり、日本警察が国際捜査をよりリードしていくことが必要
- 情報窃取・暗号資産窃取等を目的としたサイバー攻撃が依然として発生しており、更なる抑止が必要

今後の取組の重点(令和8年度以降の取組)

【取締りの徹底】

- 対処体制や部門間連携の更なる強化
- 集約された情報の分析や暗号資産追跡能力の強化をはじめとした対応力の強化
- 国際連携の更なる推進
- サイバー攻撃の更なる抑止

【被害防止対策】

- (5) 関係機関・団体と連携した注意喚起や被害防止対策の更なる推進
- (6) オンラインショップ加盟店等との情報共有等の連携
- (7) サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化
- (8) インターネット・ホットラインセンター及びサイバーパトロールセンターの機能の更なる拡充

【被害防止対策】

- スマート家電を悪用したサイバー攻撃が発生するなど、犯行に悪用されるサービスや犯行手口等は日夜変化しており、新たな手口による被害を防止するために関係省庁と連携した広報啓発が必要
- フィッシングによるインターネットバンキングに係る不正送金及びクレジットカード不正利用の被害が依然深刻であり、官民連携の深化による対策の推進が必要
- 違法・有害情報が依然として氾濫しており、著名人なりすまし型偽広告等も問題となっている。多様な主体によるサイバーパトロールを通じ、これらの早期発見・削除依頼の実施が必要

【被害防止対策】

- 関係機関・団体と連携した注意喚起や被害防止対策の更なる推進
- オンラインショップ加盟店等との情報連携に係るスキームを構築し、オンラインショップ等における提供情報の範囲を明確化し、その適切な運用と情報提供の充実化の働き掛け
- サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化
- インターネット・ホットラインセンター及びサイバーパトロールセンターの機能の更なる拡充

具体的な取組状況

取締りの徹底

R7-000401

- (1) 対処体制や部門間連携の更なる強化
→サイバー特別捜査部を増員し、一部の職員について警察庁に新設した匿名・流動型犯罪グループ情報分析室の分析要員として兼務をさせることで、全国から集約される情報の横断的・俯瞰(ふかん)的な分析を実施
- (2) 暗号資産等の捜査情報の集約の推進
→上位被疑者の取締りを推進するため、暗号資産等、都道府県警察から集約した情報の横断的・俯瞰(ふかん)的な分析を実施
- (3) 国際連携の更なる推進
→国内の捜査で得た情報を基に外国捜査機関とともに捜査を進めるなど、国際共同捜査に積極的に参画
- (4) サイバー攻撃の更なる抑止
→国家を背景とするグループによるものとみられるサイバー攻撃に関し、国内外の関係機関と連携し、関与した国家を公表し、非難

被害防止対策

R7-000398

- (5) 関係機関・団体と連携した注意喚起や被害防止対策の更なる推進
→ボイスフィッシングによる法人口座の不正送金被害が急増したことを受け、関係省庁等と連名で、広報啓発資料「サイバー警察局 便り」を作成・公開し、注意喚起を実施
- (6) オンラインショップ加盟店等との情報共有等の連携
→個人情報保護委員会に対してオンラインショップ加盟店等から警察への個人データの提供に関する整理を協議するとともに、オンラインショップ加盟店等との実運用に向けた検討を推進
- (7) サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化
→サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化を推進。また、各都道府県警察と連携し、日本サイバー犯罪対策センター(JC3)が開発したフィッシングサイトテイクダウン支援ツールをサイバー防犯ボランティア等に提供し、フィッシングサイトの閉鎖を推進
- (8) インターネット・ホットラインセンター及びサイバーパトロールセンターの機能の更なる拡充
→ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律の施行に合わせて、IHCの運用ガイドラインを改定し、「違法オンラインギャンブル等関連情報」を違法情報に追加(令和7年9月)

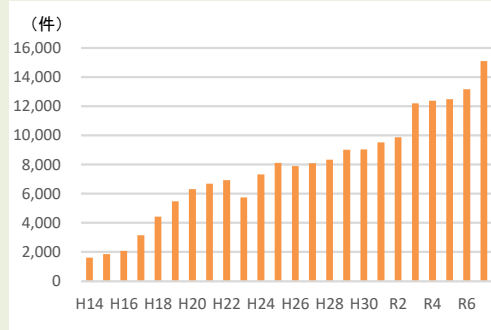
主な結果(指標・事例)

①【指標1】サイバー事案の検挙状況等(達成年:令和7年度)

達成目標:サイバー事案に関する取締り、外国捜査機関等と連携した国際共同捜査への参画等を推進する。

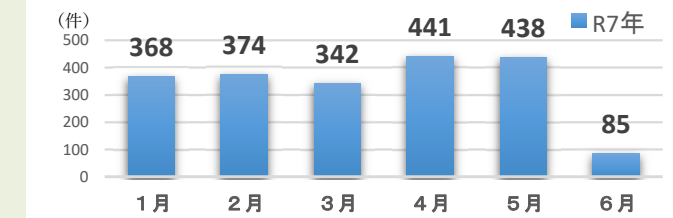
【サイバー犯罪の検挙件数】

令和7年 15,108件(前年比+1,944件)



【IPA情報セキュリティ安心相談窓口における「サポート詐欺」の相談件数の推移】

日本人を標的としたいわゆる「サポート詐欺」事件について、インド共和国・中央捜査局(CBI)と国際共同捜査を進め、令和7年5月、CBIがインド共和国内に所在するインド人被疑者6人を逮捕。本件検挙後、IPAに寄せられた相談は大幅に減少

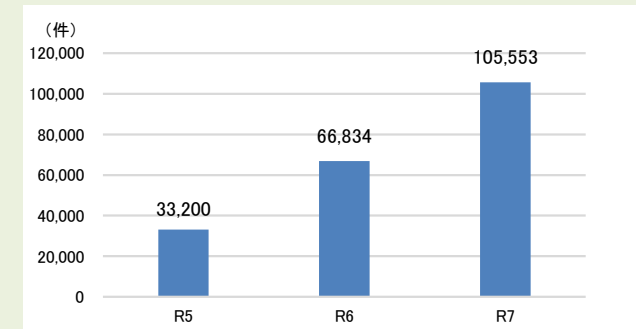
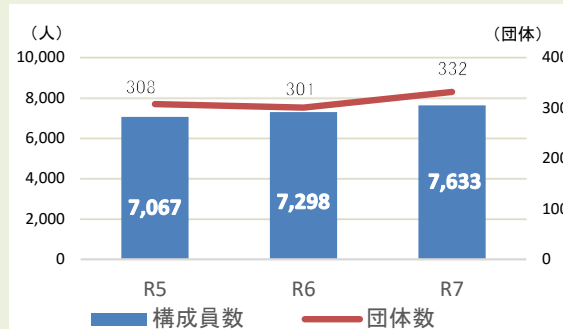


②【指標2】サイバー事案の被害防止対策の推進状況(達成年:令和7年度)

達成目標:関係機関・団体等と連携した効果的な被害防止対策を推進する。

【サイバー防犯ボランティアの団体数及び構成員数】

【インターネット・ホットラインセンターにおいて把握した違法情報の件数】



外部要素等

○ 令和7年の警察庁が検知した、サイバー攻撃の準備行為の可能性がある脆弱(ぜい)弱性探索行為の件数は、約9,606件/1IPアドレス(昨年比+86件)

○ インターネットバンキングに係る不正送金事犯や、クレジットカードの不正利用被害に繋がるフィッシングの報告件数は、令和7年には約245万件(昨年比+約74万件)となり過去最多